

盛岡広域振興局長告示第11号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成26年1月31日

盛岡広域振興局長 杉原永康

1 訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372101568	医療法人ハレルヤ会	訪問介護こんにちわ	滝沢市葉の木沢山556番地17	平成26年1月31日

2 通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372101782	医療法人ハレルヤ会	デイサービスこんにちわ	滝沢市葉の木沢山556番地17	平成26年1月31日